

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市令和6年能登半島地震被災復旧応援金交付実施要綱
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた市民等が速やかな復興を図るため、経済的負担の軽減を目的にその復旧等に要する費用に対し、応援金を交付するもの
補助事業者	令和6年能登半島地震が発生した日において市内に住所を有する世帯又は所在する者かつ対象施設を所有する者で、施工業者に修理等を発注しようとする者
補助対象経費	施工業者に発注して実施する修理等に要する経費で、5万円以上のもの
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限100万円、下限2.5万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由 地震災害における応援金の趣旨のため
補助率等	応援金であることから補助率を定めず被害の程度に応じた額とする
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 災害救助法の応急修理制度に関連するものは10/10としている
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 災害救助法及び応援金の趣旨のため数値化ができない
補助制度開始	令和6年2月15日
見直し時期	令和6年6月28日
補助終期	令和6年12月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 市ホームページ、市公式LINE、市メール配信サービス、市報による
事業担当 （担当部署） （電話番号）	建築住宅課
	0259-67-7403